

## 平成 19 年第 10 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 19 年 10 月 22 日、午前 9 時 33 分から稲城市役所 6 階 603 会議室において、平成 19 年第 10 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
稲垣 弘子  
安江 元治  
伊勢川 岩根  
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	高野 誠三
指導室長	石鍋 浩
指導主事	大場 一輝
指導主事	今田 敏弘
学校給食 共同調理場所長	吉井 四郎
生涯学習課長	西山 誠
体育課長	岡本 育大
文化センタ - 課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	柳川 茂夫
学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告について」
- (4) 日程第 4 協議事項  
「稲城市子ども読書活動推進計画（中間案）について」
- (5) 日程第 5 報告事項  
「外国からの訪問について」  
「裁判について」  
「第 68 回国民体育大会について」  
「京王線沿線七市図書館連携について」

委員長 　ただ今から、平成 19 年第 10 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第 1 . 本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。  
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思ひます。  
御異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長 　御異議なしと認めます。  
よって、本日の会議録署名委員は、安江委員をお願いいたします。  
次に、日程第 2 . 「会期の決定」についてをお諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに御異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長 　御異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日 1 日と決しました。  
次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。  
日程第 3 . 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

学校教育課

- 1 . 工事状況について
- 2 . 通学路改善要望箇所現地調査の実施について
- 3 . 稲城市公式ホームページの教育委員会ページにて会議録掲載開始について
- 4 . 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

- 1 . 担当者事業について
- 2 . 研修事業について
- 3 . 学校訪問について
- 4 . 教育相談について
- 5 . 教育センター関係について
- 6 . その他について

学校給食共同調理場

- 1 . 稲城市立学校教育研究会保健部会について
- 2 . 試食会について
- 3 . 第五中学校生徒(2 年生)体験学習について

## 生涯学習課

- 1．社会教育委員会関係について
- 2．社会教育活動の振興について
- 3．青少年委員関係について
- 4．稲城ふれあいの森関係について
- 5．青少年育成地区委員会関係について
- 6．青少年指導者養成について
- 7．成人式関係について
- 8．芸術文化活動の振興について
- 9．文化財の保護と普及について
- 10．生涯学習推進事業について
- 11．学校施設コミュニティ開放事業について
- 12．放課後子ども教室支援事業について

## 体育課

- 1．体育指導委員協議会関係について
- 2．社会体育施設管理運営について
- 3．スポーツ教室について
- 4．市立公園内運動施設管理運営について
- 5．体力づくり運動推進事業について
- 6．その他について

## 文化センター課

- 1．会議について
- 2．公民館主催事業の実施状況について
- 3．児童館主催事業の実施状況について
- 4．新文化センター建設事業について
- 5．利用統計について

## 図書館

- 1．第4回図書館協議会について
- 2．第5回京王線沿線七市図書館連携協議会について
- 3．中央図書館行事について
- 4．城山体験学習館展示コーナーについて
- 5．子ども体験塾について
- 6．利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

それでは、次に、日程第4．協議事項「稲城市子ども読書活動推進計画（中間案）について」です。図書館長よりお願いいたします。

図書館長 お配りしました子ども読書活動推進計画と、あと本日、そのダイジェスト版というのでしょうか、梨の絵のあるもの等をお配りさせていただきました。

経緯や内容等について説明させていただきます。

稲城市子ども読書推進計画について。子ども読書活動の推進に関する法律が平成13年にできました。この法律の基本理念といたしましては、子ども、おおむね18歳以下ということですが、その読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない、というのが法律の基本理念として挙げられております。その法律の第9条に、都道府県及び市町村がその法律を推進するための計画を策定しなければならない、というように書かれております。

稲城市においては、本年度、子ども読書活動推進計画検討会を庁内でつくりまして、検討いたしました。それで現在、提案させていただいた中間案を作成したところです。

今後の予定でございますけれども、今日、教育委員会で協議していただいた後に、ホームページ等で公表して、市民の方からご意見をいただき、それから、市議会の福祉文教委員会で報告してご意見をいただくということで、その後、そのご意見を取り入れた形で最終案をまとめたいと考えております。

計画の内容ですけれども、初めに稲城の子どもたちの読書の状況ということで、それが出ております。稲城市では、学校においては「稲城エデュケーションプログラム」において、市内すべての小・中学校で読書タイムを教育活動として位置づけています。

「平成18年度児童・生徒の読書に関する調査」によりますと、稲城の子どもたちの1カ月の平均読書冊数は6.6冊。全国平均は9.7冊ですので、若干少ないということです。中学生になりますが、全国が2.8冊で稲城では1.7冊ということでした。子どもたちの状況といたしますとそういったことがあります。

それから、市立図書館の方の利用状況ですけれども、登録している子どもたちが、乳幼児が人口比で20%、小学生が67%、中学生が55%、高校生が36%というのが18年度の実績となっております。18年は7月に中央図書館がオープンいたしましたので、それ以前と比べますと、中学生と高校生の登録が伸びております。中央図書館では、ヤングアダルトコーナーというものもあります。それから、視聴覚資料の貸し出しということもあります。そういったことも含めて、条件さえ整えると活字離れと言われている中学生、高校生も、やはり利用するということがあられているかなと思います。

現在、稲城の子どもたちの読書の課題といたしましては、資料の充実ということと、専門知識を持った職員の配置、それから学校においては学校図書館のデータベース化というようなことが大きな課題として挙げられると思います。

次に、今回の計画の概要ですけれども、計画は学校、地域、家庭、図書館とい

うように大きな枠組みでつくりました。その中で共通するものとしたしまして、基本方針として読書環境の整備ということ。それは資料の充実と施設の充実、人の確保といった部分と、それから関係機関が連携するということ、それと、四つ目としたしましては、読書活動の推進のPRということで、家庭における親たちの読書に対する意識を高めていただく、といったようなことも含めて、推進計画は、読書環境、人材、連携、PRの四つを大きな柱として考えています。

続きまして、学校での取り組みといたしまして、この計画では学校の取り組みを重点施策として考えております。というのは、学校は子どもたちがだれでも一番長く過ごす場所であるということ、そういった中で十分な読書活動ができるような環境を整えるということが、子どもたちの読書環境を整備する一番の早道といたしますか、大事なことだということです。そして、次のようなことを取り組みたいと思っております。

学校での読書活動の推進といたしまして、学校として読書活動を推進するということは、司書教諭が現在各学校に配置されておりますけれども、その司書教諭を中心として、先生方の読書への関心をまず深めていただいて、それを教育に活かしていただくというようなこと。

それから、学校が読書、いわゆる本を読むということとともに、調べ学習等、学習情報センターとしての機能が当然ございますので、そちらも十分活用していただくということで、特に中学生になりますと、インターネットによる情報収集ということに頼りがちですけれども、できるだけ本とインターネット等を効果的に利用できるような教育ができるよう、環境を整えるということが大事と考えております。

それから、そういったことをやるためには、環境を整備するということが大事で、7ページの(3)、環境の整備・学校図書館司書の配置ということが、この稲城市の子ども読書活動推進計画の基本といたしますか、一番大事なことと考えております。そして、学校図書館に学校図書館司書を配置するということ、それから、学校図書館の資料のデータベース化を行います。それと、学校間の情報ネットワークを構築します。次に、教育委員会に学校図書館支援スタッフを置いて、学校図書館司書がそれぞれ孤立しないような形で、教育委員会でどういった学校図書館司書の働きを支援するか、というようなことを考えています。それとともに、学校の資料の配送する体制、それからもちろん資料の充実ということが課題となっています。

次に、家庭や地域の取り組みですけれども、家庭での取り組みというのは、子どもが最初に出会う機会ですので重要なのですけれども、なかなか計画として家庭を形にしていくのは難しいものですので、各学校や図書館等であらゆる機会をとらえて支援するという体制を強化したいと思っております。そして、たとえば家庭の環境が整わなくても、その子どもたちが学校や地域や図書館で何らかのフォローをしてもらえるような体制をつくっていきたいと考えております。

それから、地域での取り組みといたしまして、児童館、学童クラブ、公民館、子育て支援センター、保健センター、それから地域文庫等に、図書館から団体貸

し出しをしての支援等をしていきたいと考えております。

あと、学校の前に保育園や幼稚園での取り組みというの、現在、各保育園等で行われていますので、そこを小学校につなげるような形も考えていかなければいけないと感じています。

次に、図書館での取り組みでございますけれども、図書館は地域の読書の基地ということで、子どもたちが自由に本を見ることが出来る場となっております。図書館が、直接子どもへのサービスももちろん大事なのですが、子どもたちへの直接サービスだけではなくて、学校とか先ほどの地域の施設等に対する支援というの、図書館が積極的に行うことで、稲城市全体として、子どもの読書環境が整備されていく、と考えております。

図書館では環境を整備することと、司書も今後も引き続いて配置するということ、それと現在行っています赤ちゃんへの絵本支援事業というものの次に続くような形をして、乳幼児、幼児の方の支援のことも機会を見てとらえていきます。それから図書館では、ヤングアダルトのサービス、それと読書や図書館利用がしにくい子どもたちへの取り組みといたしましては、目の不自由な子どもや外国の子ども等に対して、児童書も外国語の児童書も集めるようにということを行っています。

(9)番目では、読書活動に携わる人々への支援と連携ということで、いろいろな形で学校との連携、地域との連携を、会等を定期的に持つことによって進めていきます。

計画については以上が概要ですけれども、次に計画の目標値といたしまして、小・中学生の1カ月間の読書冊数の目標値を挙げさせていただいております。基本となる学校図書館の図書数ということで、現在基準冊数ということで、基準が満たされると、満たされたようなことになると思うのですが、図書館の方に常に新しい本があるということが大事だと思いますので、基準冊数の10%は毎年更新するというようなことができないかと考えております。

あと、次は、図書館の登録率や個人貸し出し等を表示して入れておきます。

以上でございます。

委員長 以上で協議事項の説明が終わりました。

ご意見、ご感想等がございましたらお願いいたします。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 2ページのところに、1カ月に読んだ本の冊数ということで、稲城市は全国平均よりもちょっと少ないというお話がありましたのですが、そのどこに問題があるかというような、何かたくさん読んでいらっしゃるような学校、地域の関係の状況との比較のようなことは何かなさったのでしょうか。

委員長 はい、図書館長お願いします。

図書館長 それについては、現在まだ検討はしていませんけれども、学校の先生のお話によりますと、調査をやる時期がちょうど読書週間の後とか、そのときによって、大分その冊数の差が出てきて、期間の設定というのが毎年一定にすると、というようなお話はいただいていますけれども、現在まだほかとどうということでは具体的に調査しておりません。

委員長 ありがとうございます。  
暫時休憩します。

( 暫 時 休 憩 )

委員長 再開します。  
教育長。

教育長 それでは、6ページのところで学校での読書活動の推進という中で、読書指導の年間計画の中に位置づけるというところがありますが、これは、現在もう進めておりますので、実態に基づいた表記に変えていただけたらいいと思います。

その下の読書運動のところも、そういうわけで、実態に基づいて表記の方をお願いしたいと思います。

それから、7ページの最初のところの「学校図書館の年間利用計画を立てて」という次のところで、既に近所にあります分館を使ったり、あるいは中央図書館を使っている学校等もありますので。

それともう一つは、将来の稲城市民であるという前提に立って、公共図書館の利用の仕方、というのを加えていただけますとより整うというように感じますので、よろしく願いいたします。

委員長 実態に基づき、ということで、よろしいでしょうか。お願いをいたします。  
他にはいかがでしょうか。

それでは、いいですか。私から。

学校での読書活動を中心ということで、計画が進められています。私の方からは、先日、七小さんの方に学校訪問をさせていただいた折に、ボランティアの、司書資格を持ってらっしゃる方というように思っているのですけれども、その方によって、非常に図書館の利用率、または利用者が多くなってきたと。それはボランティアでいらっしゃっている方の図書館でのいろいろな整理の仕方、配置替え、そういうようなものが、非常に功を奏しているというお話を伺いました。

学校での司書教諭というのは、資格を持っている教員ですけれども、実際に図書館に詰めっきりということではなく、授業も持ったりというようなことが、現実、今はまだそういう状況ですので、学校図書館司書というものの配置を重点に考えていらっしゃるということですが、そのところをぜひよろしく願いをしたいというのが、重々の気持ちです。よろしく願いをしておきます。

他にはいかがでしょうか。

はい、伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 それでいいと思いますので、なお一層努力していただいて、ますます子どもたちにとって素晴らしい図書が届きますようにぜひ頑張っていていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 他にはいかがでしょうか。

他に質疑等がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、了承といたします。

次に、日程第5．報告事項です。

本日の報告事項は、5件です。まず初めに、「通級指導学級について」の説明を学校教育課長よりお願いいたします。

学校教育課長 通級指導学級の関係でございますが、その中の言語の通級指導学級の配置について、来年の4月に開設したいということで準備を進めておるところでございます。

また、その通級の学校でございますけれども、向陽台小学校を対象として考えておきまして、既に情緒の通級指導学級は4月にスタートしたところですが、来年からは通級指導学級の言語の方を開設していきたいと思っています。

この事案につきましては、保護者には、まず未就学児については、就学時健康診断というのがスタートしますので、その中でお知らせのチラシをお配りする。また、各学校長におきましては、これから通知をするところであります。また、現在1年生から5年生までの保護者の方には、その後にお知らせをし、また学校の方でその対象となる人数を把握していただく、ということで担任の方の準備。来年の2月に就学相談委員会があるのですが、その中で人数を把握し、先生方に準備していただき、人数の設定をしていただきます。

そういった形で来年の開設に向けて進めていきます。なお、言語とあわせて難聴というのも通級の中にあるのですけれども、難聴の通級につきましては、現在、多摩市と調布市の方にお世話になっているものであります。この子どもたちにつきましては、今後、多摩市の通級指導学級で、難聴の方に空きがありまして、それで受け入れをお願いしております。今後もその対応については受け入れは可能であるというように伺っております。この件につきましても、継続して多摩市と連携をとりながら、やっていこうと。なお、また難聴のお子さんが稲城市内に今後、多くなるということが見込まれる場合には、またその難聴の通級の指導の開設を研究していかなくてはならないというように考えております。

以上、報告でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。質問等ございましたらお願いいたします。  
よろしいですか。

それでは次に、「外国からの訪問について」「裁判について」を指導室長より説明をお願いいたします。

指導室長 まず、1点目の「外国からの訪問について」をご報告申し上げます。

本日、委員の皆様の上に、日程表を参考ということで置かせていただきましたので、それをご覧いただきながら説明をお聞きいただければと思います。

タイの方から、まず中学生、女子中学生ですが、10月11日の木曜日に来日をいたしまして、稲城市には10月17日の水曜日まで、実際に日本には18日の木曜日まで滞在をいたしました。

彼らは、南多摩のカルタ会というところが呼んだ子どもたちでございまして、実際に百人一首のカルタを行うということで日本にやってきました。そこにお示したスケジュールにあるように、都立の白鷗高等学校の附属の中学校ですとか、私立になりますが、中野区にある東京文化中学高等学校ですとか、カルタの交流をし、本市におきましては、10月16日の火曜日に稲城第一中学校で授業に入ったり、また選択授業で百人一首のカルタを体験するというようなことをやってきました。本市の中でホームステイも経験をさせてもらいまして、先日の18日に無事にタイの方へ帰国をしたということでございます。

これは、日タイ修好120周年記念事業ということに位置づけしてもらいました。これは外務省の方へ申請をしたところ、それが認められたということでございます。これが1点でございます。

2点目ですが、同じくタイの、今度は大学ですが、ラチャパット大学というアユタヤ県にあります大学から、先生が1名と大学生が4名、来日をいたしました。

これが、駒澤女子大学との提携の中で行われている授業であったのですが、稲城市に来るとということで、稲城市の市民の方にホストファミリーを引き受けていただいてホームステイをし、せっかく稲城に来るとことですので、10月17日の水曜日には稲城第三小学校の方へ訪問して、小学生と交流を行ったということでございます。

順番前後しますが、16日の火曜日に来日をいたしまして、実際には今月25日の木曜日までホームステイをして、基本的には駒澤女子大の方の大学での講義を受けるという形になっております。

先日、三小へ訪問しましたが、実は本日は、急遽なんですけれども、日本の文化体験ということで、午後3時半以降になりますけれども、第六中学校の剣道部に訪問をさせていただいて、剣道を体験するというスケジュールになっております。本来、大学で弓道体験を予定していたのですが、大学の都合で、できないということで、それであればせっかくですからということで本市の中学校を訪問するという形になっております。

あとわずか時間が残っておりますが、この間、大学生や先生方ともお会いをしましたけれども、大変に日本の対応に関しても感謝の言葉を述べておりましたし、

また、日本の文化を経験できるということは大変ありがたいことだということで、タイに持ち帰ってもまた広めていきたい、ということ伺っているところでございます。

来年以降も駒澤大学からのお話によりますと、この事業は継続をしたいということでございますので、補足ですがつけ加えをさせていただきます。

最後に、日米教育委員会というところがございまして、フルブライト基金がベースになっているものですが、アメリカから教員が20名、本日から28日の日曜日まで、稲城市を訪問いたします。

ホームステイに関しましては、市民の皆様のご協力によって、27の土曜日、28日の日曜日の1泊2日でホームステイをいたしますが、今日から、今日の午後には教育長の方への表敬訪問ですとか、保護者との懇談、また、あすは市内めぐり、これは穴沢天神のご協力を得て穴沢天神で、ただ神社の境内を見るだけでなく、江戸の里神楽の紹介ですとか、実際にその面などを身につけさせていただくような体験などもさせていただけることとなっております。また、市立図書館、市立病院、市の消防署などを見学するという形になっております。

そして、24日には第三中学校、25日には長峰小学校をそれぞれ1日ずつ訪問をし、26日は駒澤学園の女子高等学校へ訪問する予定になっております。

これは、本当に教員が来日いたしますので、かなり学校の中の細かなところで教えてくれ、という要望があるようで、中学にいたりましては、部活も一緒に見せてくれというようなこともありますので、中にはやらせて欲しいという声も出てくるのかもしれませんが、その辺は学校側に今お願いをして対応をもらうようになっております。

以上、三つの大きな団体が、本市を訪問して交流をするということでございますので、まだ途中経過ではございますが、報告等させていただきます。

続きまして2点目ですが、「裁判について」ということでご報告を申し上げます。

今年の、平成19年度10月3日に、稲城市内小学校に通学をしていた児童から損害賠償請求の訴えがございました。その報告をさせていただきます。なお、訴えの相手方としては、だれに対して訴えたかといいますと、本市の市長を訴えるということでございます。

概要説明をいたしますと、稲城市内の小学校へ通学していた児童が、5月29日、9月28日にいじめ行為を受けたと。で、そのいじめによってその当該児童は登校を拒否するようになった。登校ができなくなり、その後転校を余儀なくされたというのが、原告からの訴状に書かれている請求の原因の概要でございます。

そのことにつきまして、担任の教諭がいじめ行為を助長をさせたと。これは職務怠慢行為であるということで、訴えをしたわけでありまして。職務怠慢行為の部分は次のように書かれておりますが、学校内において、いじめ行為を行わないように指導し、仮にいじめ行為が発生した場合には、二度とそのようないじめ行為を行わないよう指導する職務上の義務があるにもかかわらず、これを怠った著しい職務怠慢行為であるというような内容で、訴状の中に示されております。

そして、その結果、原告としましては、その教諭の職務怠慢行為によっていじめ行為にさらされたため、当時の在籍小学校に登校できなくなり、市内の他の小学校に転校を余儀なくされた。これによって原告は多大な精神的な苦痛を受けたということで、慰謝料として300万円が相当であると。そして弁護士費用として、その10%に当たる30万円が相当であるということで、その当該教諭、担任の教諭を使用していた地方公共団体である稲城市、稲城市の代表である市長に対して国家賠償法1条1項に基づいて、損害賠償請求権により330万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払い済みまでの民法所定の年5分の割合による金利の支払いを求めるということで訴えがなされました。

( 暫 時 休 憩 )

委員長 再開いたします。  
以上で説明が終わりました。  
質疑等ございましたらお願いいたします。  
他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
はい、室長。

指導室長 報告、予定では2件だったのですが、この報告の予定を出した後に1件入ってまいりましたので、追加で申しわけございませんが1件報告をさせていただきます。

8月の教育委員会で稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部改正を、委員さんのご協力により改正をさせていただきます、ありがとうございました。その中で、来年度から職の分化ということで、統括校長、そして主任教諭を置くことができるという規定を盛り込ませていただいておりますけれども、都の人事委員会から次のような方向が出されました。

一言で言いますと、来年度勧告を目途にして検討を進めるということですので、実際に平成20年度から統括校長などを設置することができるというのは、実際には来年度はないということです。再来年度の平成21年度から、できる規定が実質的に適用できるという形になるということです。これがつい最近、私どもに情報が入りましたので、今、報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上です。

委員長 追加が1件ございました。よろしく申し上げます。  
それでは、「第68回国民体育大会について」、体育課長よりお願いいたします。  
体育課長。

体育課長 それでは、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。第68回国民体育大会（平成25年東京国体）についてでございます。

概要といたしましては、まず経過ですけれども、平成17年10月に会場地選定希望予備調査において、稲城市本市は中央公園野球場で軟式野球（成年男子）競技を開催する旨の回答をいたしました。その結果、平成17年11月にその結果がまいりまして受理しました。

さらに経過的に17年から19年にかけて、その1月25日のうちで会場地第1次選定状況がありまして、選定競技数としましては38競技のうち22競技、並びに選定会場地数87予定競技会場のうち39会場、多摩地区におきましては30会場のうち20市が実施する、という状況であります。区部につきましては、9会場8区が実施の状況であります。

さらに19年6月13日には東京第1回国体連絡会議が開催されまして、東京国体の開催準備状況として、中央競技団体正規視察、並びに競技開催合意書の締結、準備委員会の設立についてと、区市町村における準備委員会の設立等の開催の会議が6月にございました。

さらに、19年の7月には、仮称でございますが、東京都準備委員会委員就任並びに設立第1回総会というような形の会議がございまして、稲城市からは、北浜市議会副議長が出席されております。

大きな2番といたしまして、東京国体の開催準備等、及び開催準備スケジュール等につきましては、お手元の資料の別紙にあるかと思っておりますが、予定として裏手の方に内容的に、稲城市としては18番目の軟式野球という形で、後ほど下の方で説明させていただきますけれども、6市が会場候補地となっているものでございます。

その後、中央競技団体の正規視察2週間前担当者会議がございまして、19年10月10日の日に都庁におきまして、体育課の課長補佐と担当がこの日に正規視察の形の会に出席しております

さらに、今月10月31日におきましては、これが本当の中央競技団体正規視察ということでございまして、現在、視察委員が財団法人全日本軟式野球連盟から4名、東京都軟式野球連盟から3名、稲城市野球連盟から2名、並びにうちの体育課職員が各会場の6市を回って、稲城市は10月31日が中央競技団体の正規視察の日程となったところであります。

大きな3番といたしまして、その他デモンストレーションのスポーツ行事の開催希望追加予備調査がございました。

本市におきましては、19年10月下旬に稲城市ユニホック協会よりデモンストレーションスポーツの要請がありまして、現在、稲城市教育委員会並びに稲城市体育協会と協議中でございます。このデモンストレーション競技につきましては、教育委員会としてもこの機会に、稲城市として軟式野球に続き、全国にアピールできるものというようなものを考えております。

大きな4番目といたしましては、これは2006年から2012年までの間でジュニア育成を、その選手を発掘して、指導、強化しようというのがねらいで、今回このような形でジュニア育成地域推進事業連絡協議会委員の設置を、今回設置することになりました。これは、稲城市体育協会が主体となりまして実施するものであ

ります。

内容的には、団体として競技団体の9連盟、それと教育委員会では本体育課長が構成員として出てまいります。中学校長会から2中の校長先生、それと指導員の配置という方では篠原委員、地区体育振興会の方では、現在推薦中であります。それと、編成の目的としましては、平成25年の東京国体を目指しジュニアの発掘、育成、強化対策の課題等の協議及び情報交換を行い、地域を基盤とした活動の充実に努めるというようなことを目的に、このような協議会を推進してまいるところであります。

さらに大きな5番目といたしましては、この東京国体に向けて課題がなくはない中での話でございまして、今説明いたしましたように稲城市におきましては、八王子市、立川市、町田市、府中市、昭島市とこの6市で軟式野球を開催しようということでありまして、八王子市、立川市、町田市、府中市につきましては複数の開催種目を行います。稲城市と昭島市は野球だけ、それ以外の4市につきましてはそれ以外の種目も開催するというような状況でございまして、単独市の中では昭島と稲城市が野球だけの開催の中で、現在全体の野球、軟式野球に関する全体の幹事市の話が昭島と稲城市でどうでしょうかというようなお話が来ているのが事実でございまして、全体的の中で、今後についてもそれらのこと、まだ決定しているわけではないのですけれども、そのような話があることは事実でございまして、東京都としては、実施に向けて平準化というようなことを望んでおりますから、今後の協議の中で進めていけるものと考えております。

全体的の中で、現在中央公園野球場が、初の会場としてなるわけですが、全日本軟式野球連盟並びに国体推進本部から、中央公園野球場の設備等についても、指導がございまして、それも含めて今回の10月31日に正規視察として、新たにまた指導があるかと思っております。いずれにいたしましても、2013年東京多摩国体に向けて、稲城市としては軟式野球の会場として中央公園がその会場にという状況であります。

以上が報告でございまして。

委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

はい、伊勢川委員。

伊勢川委員 3番目のデモンストレーションのところ、ユニホック協会のところがあったのですけれども、たまたま私のところの地元の坂浜の第二小学校の方で、先日、小学校の全国大会で2位という、良い成績をおさめたというのを聞いていますので、そういう意味では、刺激にもなりますので、市内の小学校全体に広められるような形で、もう少しアピールできればいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長 体育課長。

体育課長 今、伊勢川委員のお話にありましたように、ユニホックにつきまして、非常に稲城市は活発に授業でやられているということで、全国大会も開催するようになりますし、これは稲城市でやっていますので、それと同時に今、デモンストレーション競技の中で申請が出ているというようなこともございますので、この2013年の国体に向けてアピールできるように国体推進部とも協議してありまして、それなりの方向で進めていければなということを思っております。

委員長 他に質問等ございますか。他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、「京王線沿線七市図書館連携について」を、図書館長よりお願いいたします。

図書館長 資料に基づいて、説明させていただきます。

京王線沿線で持つ図書館連携というのは、石川市長が京王沿線の7市、八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、多摩市、稲城市の7市でございますけれども、各7市の市民が7市の図書館を利用できるようにという思いから、市長会で今年初め、各市の市長に呼びかけて図書館長の方も出てきて検討している事業でございます。そこで、京王沿線七市図書館連携協議会というのをつくりまして、市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成金というのに申請して、その補助金で今、それに向けての調査を行っているところです。

その調査でございますけれども、調査が7市の住民が相互利用ができたときに、どのように利用されるかということを想定するための調査です。

それで、それは一つにはインターネットによるアンケート、もう一つは、各図書館の利用者へのアンケートという形で行います。

インターネットのアンケートというのは、ポータルサイトを運営しているインターネット調査会社に、アンケートのモニターは登録されているということで、それに対して、各市の7市の人を、人口構成に応じた、年齢構成等も考慮して、メール等を送って回答をいただくというやり方でございます。そして、約600通を出し、回収の目標としてインターネットのアンケートは240件の回収を目指しています。

それから、各7市の図書館でのアンケートは、それぞれの中央図書館で、平日1日と日曜日1日、これは先週の16日と昨日実施いたしました。こちらの方は各250件ずつで、その調査に基づいて、それぞれ広域連携ができたときにどのような利用状況がメリットあるかということを想定して、最終的に各市で図書館サービス、どんなサービスが広域連携としてやれるかということを決定しようとしているわけでございます。

今後の予定ですけれども、そのアンケートの結果を見まして、現在検討してい

る各市で行う貸し出しとか予約とか、そういった部分がどこまでできるかという  
ようなことを再度検討いたしまして決定し、7市での協定を結び、最終的には20  
年の4月に相互利用がスタートできるようにということで、現在見ております。  
以上でございます。

委員長 以上で説明が終わりました。  
質疑等ございましたらお願いいたします。  
稲垣委員。

稲垣委員 要望なのですけれども、ぜひこの7市の図書館連携というものができると、貴  
重な資料などを各図書館で持つということはなかなか難しいでしょうし、そうい  
うものを利用させていただけることや、隣の市町村でも場所的に近くて利用しや  
すいということもあると思いますので、ぜひ実現するとよろしいと思います。

委員長 他にはいかかでしょうか。  
他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
一点追加があるということで、お願いします。

学校教育課長 すみません、追加ということで。お手元に配付をさせていただきます。  
第2回のふれんど平尾まつりの実施についてでございます。  
行政報告の中でも、ふれんど平尾まつり実行委員会については、というような  
ことでありますけれども、今年は11月4日の日曜日に複合施設ふれんど平尾で10  
時から午後3時までということで開催を予定しています。  
このおまつりの目的といたしましては、まずふれんど平尾を知っていただくとい  
うことと、それから複合施設ふれんど平尾の利用を促進したいという大きな目  
的がございます。  
当日は、大きく分けますと、ステージの部、展示の部門、それから催しの部門  
というようなことで分かりますけれども、グラウンド、それから旧校舎の部分  
を使いながら実施し、また子どもの遊びのコーナーなども予定し、またプールでは  
金魚つりを予定するというようなことで、開催を予定しています。  
既に、教育委員の先生の方々にはご通知をさせていただいているところでは  
ありますが、まず実施について報告をさせていただきます。  
以上です。

委員長 追加1点です。よろしくをお願いいたします。  
特に質問等ないようですけれども、よろしいですか。

それでは以上で本日の議事日程は、全て終了いたしました。  
これにて閉会といたします。

(午前10時55分閉会)